

2009年11月2日

デジタルダーツ機を利用した賞金トーナメント開催に関する基本見解

一般社団法人 日本ソフトダーツスポーツ振興協会事務局

当協会設立の趣旨においても明らかにしているとおり、当協会は、スポーツとしてのソフトダーツの発展と、健全なソフトダーツ文化の確立を促進し、健全で文化的なソフトダーツスポーツの振興を目指して活動するものです。この目的を達成するためには、当協会が指導するソフトダーツが、法に適合して行われることは、まさしく当然の前提となります。

ソフトダーツが法に適合して行われるに当たり、重要な前提の1つとして、ソフトダーツ機が、風営適正化法上のいわゆる「8号機種」として、同法の規制の対象となっていることが挙げられます。この点に関連して、当協会は警察庁（生活安全局）に対し、ソフトダーツの競技会において賞金等賞品を提供することの可否について問合せを行い、これに対して警察庁から、かかる提供は、床面積の比率を問わず風営法に違反するとのことご回答を頂いております。したがって、当協会といたしましても、このようなトーナメント等の競技会等は違法であると認識しており、このような競技会等の開催を認めることはできません。

一部に、当協会が賞金が提供されるソフトダーツトーナメントをあたかも容認したかのように論じられているようですが、これは全くの誤りであり、当協会としてこのような見解を認める意図は全くないことを、念のためここに明らかにいたします。

当協会は、ソフトダーツ機に関する風営法上の床面積の計算方法の変更等、ソフトダーツ業界の健全な発展の為に尽力してまいりました。かかる健全な発展を期する立場から、ソフトダーツに関して課せられている種々の規制、制約を緩和し、以って業界の発展に期するよう努めていくことは、もちろん当協会の目的とするところでありますが、規制に違反し、又はこれを潜脱することは、強く戒めなければなりません。我々の業界の発展のためには、何よりも自浄能力が求められており、かかる自浄能力が育たない限り、真のソフトダーツのスポーツ化、メジャー化を期待することはできないものと言わなければなりません。一時的な利益にとらわれず、法に適合した健全な環境の下、ダーツプレイヤー、ロケーションが長期にわたり充実して活動できるための努力を続けてまいり所存ですので、皆様のご理解とご協力の程、宜しくお願い申し上げます。